

回線利用規約

(本規約の適用)

第1条 本規約の各規定は、当社サービスを利用するために必要なインターネット通信回線の利用(以下、「回線利用サービス」といいます。)を申込みの場合に限り、当社と契約者との間で適用されます。

(回線利用サービスの内容)

第2条 当社は、契約者に対し、具体的な通信回線にかかる内容(キャリア、通信量、通信方式等を含みますが、これらに限定されません。)、通信に必要となる SIM カード等の物品の数量、利用期間、利用条件、利用料金及びその支払時期その他通信回線の利用に必要な条件を別途当社と契約者との間で定めた上、本約款に基づき、通信に必要となる物品を貸与するとともに、インターネット通信回線の利用を許諾します(以下、本規約において「回線利用契約」といいます。)

(非保証、免責)

第3条 契約者は、回線利用サービスはベストエフォート方式により提供されるものであり、回線利用サービスについて、完全性、可用性、有用性、確実性、契約者における特定の目的への適合性その他一切の保証を当社が行っていないことを確認し、承諾します。

2 当社は、契約者が回線利用サービスを利用する環境(地形、建物等の障害物、レーダー、電子機器との電波干渉等を含みますが、これらに限定されません。)、契約者が利用する通信回線の条件(通信量の上限や通信速度等を含みますが、これらに限定されません。)に起因して、回線利用サービスを利用したインターネット通信が行えず、又は当社サービスを利用するために十分な通信速度が出ない等その他当社サービスを利用できない事態が生じた場合でも、一切の責任を負いません。

3 当社は、契約者が回線利用サービスを利用することに起因して契約者又は第三者に生じた、事業又は業務の中断、遅延、データ等の滅失、毀損、漏洩、事業に関する機会損失その他一切の損害について、何らの責任も負いません。

(禁止、制限)

第4条 契約者は、本約款で他に禁止されている行為のほか、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 利用権の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供すること
- (2) 貸与物品の全部又は一部を転貸すること(賃貸借、使用貸借その他これに準ずる一切の行為を含みます。)
- (3) 回線利用サービスを、契約者が当社サービス以外を利用する目的で利用すること
- (4) その他当社が指定する行為

(申込みの撤回)

第5条 契約者は、回線利用サービスの申込みを行った後、申込みを撤回することができません。ただし、当社が別途定めるキャンセル料を支払った場合には、この限りではありません。

(利用の終了)

第6条 回線利用サービスの利用期間の満了等によって回線利用契約が終了したときは、契約者は、当社から貸与を受けた物品を、終了日の翌日から起算して5営業日以内に、当社に返却しなければなりません。

2 当社が契約者に対して貸与した物品及びその付属品の全部又は一部が返却されていない場合、契約者は、自らの費用と責任において、当社に対して当該物品等を返却しなければなりません。

3 契約者が前2項の返却を怠った場合、契約者は、当社に対し、利用期間の末日の翌日から当社が貸与物品を受領した日までの日数に、回線利用契約にかかる利用料金の日額の倍額を乗じた金員を支払わなければなりません。

(解約予告)

第7条 契約者は、回線利用契約において別途中途解約が禁止されている場合を除き、当社に対して1か月以上前(ただし、回線利用契約の契約期間が1か月未満の場合を除きます。)に書面で通知することによって、回線利用契約を終了させることができます。ただし、回線利用契約の内容に応じ、解約手数料が生じる可能性があります。

(存続条項)

第8条 回線利用契約が終了した場合でも、本条、第3条、第4条及び第6条は、なお有効に存続します。

以上

○リリースノート

2022/5/11 制定、施行